

## 意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、<u>並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条第七項及び第百十一条の二並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四百九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第百三十二条の九十及び第百三十二条の九十一の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</u></p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に<u>二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</u></p> <p>（装備移転無人航空機の事故に関する報告）</p> <p>第八十七条の六 令第四百九条第二項の規定により読み替えられた航空法第百三十二条の九十第二項に規定する防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、<u>及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条第七項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</u></p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に<u>二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</u></p> <p>（装備移転無人航空機の事故に関する報告）</p> <p>第八十七条の六 令第四百九条第二項の規定により読み替えられた航空法第百三十二条の九十第二項に規定する防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一・二 (略)

三 装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第百三十二条の四十一に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。次条第三号において同じ。）

四～十一 (略)

(飛行前の確認)

第八十七条の十一 法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機（試作航空機を含む。以下この条及び次条において同じ。）を製造する者は、装備移転航空機による試験飛行、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項の装備移転をいう。次条第三項において同じ。）のための飛行その他の飛行について、法第百七条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びにこれに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準（以下この条において「安全性基準等」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機飛行許可申請書（別記様式第十八）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

(略)

一・二 (略)

三 装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第百三十二条の四十一に規定する無人航空機操縦者技能証明書の公布を受けている場合に限る。次条第三号において同じ。）

四～十一 (略)

(飛行許可)

第八十七条の十一 法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機（試作航空機を含む。以下この条及び次条において同じ。）を製造する者は、装備移転航空機による試験飛行、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項の装備移転をいう。次条第三項において同じ。）のための飛行その他の飛行について、同条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びにこれに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準（以下この条において「安全性基準等」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機飛行許可申請書（別記様式第十八）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

(略)